

令和7年度の支援事業を募集します！

NPO法人等人権相談活動支援事業

NPO法人等が主体的に取り組む人権啓発、相談、人権擁護に関する事業実施のための経費に対し、補助金を交付します。

人権課題を自分ごととして考え、行動につなげる仲間を増やすための活動にも支援します。

1 支援対象者

以下の全てを満たす団体とします。

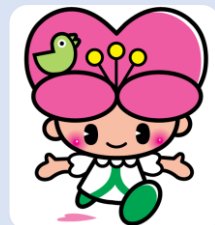
- (1) NPO法人又は公益活動を行う団体で、定款・規約等があること
- (2) 不特定かつ多数のものの利益のために活動していること
- (3) 県内に主たる事務所があり、人権相談・人権擁護に関する活動実績が1年以上あること

2 助成額

助成額は**助成対象経費の2分の1以内で、10万円を上限**とします。

3 助成の対象となる人権活動の例（対象経費は裏面参照）

- リーフレットの作成
- ホームページの作成、改修
- 学習会の開催
- 相談会や親の会の開催
- 講演会の開催
- 研修の受講 等



人権啓発イメージキャラクター
「こころちゃん」

※定例的な事業の場合は、その事業に新たな企画等を加えてステップアップしていると認められるものに限り対象とします。

補助の例

事業周知リーフレット作成：100,000円
ホームページの改修：70,000円
170,000円

補助額 1/2
85,000円

4 申請

申請方法は裏面をご覧ください。
各種申請書は大大分県HPからダウンロードできます。

【詳細はこちら→】



5 留意事項

- ◆国又は県及びそれらが出資する財団法人等から助成金を受けている事業は対象外です。
- ◆令和8年3月末までに完了する事業に限ります。
- ◆活動実績の分かる書類（NPO法人については、協働・共助推進室に提出している事業報告書）を提出してください。
- ◆募集期間終了後、書類審査のうえ、支援対象者を決定（事業認定）します。
また、予算の都合上、補助額が1/2以下となる場合があります。
- ◆4団体程度を支援する予定です。

【募集期間】

令和7年4月21日（月）から令和7年5月21日（水）まで

【お問い合わせ先・ご提出先】

大大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課
〒870-8501 大大分市大手町3-1-1

調整班 担当：金林

電話 097-506-3175

メール a13710@pref.oita.lg.jp

1. 応募手続き

- ①事前相談（この事業は対象になるの？等、お気軽にご相談ください。）
- ②事業計画書等の提出

書類	NPO法人	任意団体
事業計画書（第1号様式）	○	○
団体調書（第2号様式）	—	○
活動実績の分かる書類 （資料、活動履歴、写真等）	○	○
定款、規約等	○	○

- ③募集期間終了後、資格審査・事業内容審査
- ④認定された事業については交付申請書を提出

2. 補助対象経費

- ◆大分県内において実施する人権講演会、相談活動に関する経費
- ◆相談活動のための基盤整備に関する費用

項目	内容	対象外経費
報償費	講演会における外部講師への謝金	①団体の構成員に対する給与、賃金
旅費交通費	人材育成のための研修会等の受講や事業実施に要するもの、講師の費用弁償	
印刷製本費	団体紹介パンフレット、チラシ、講演会等での配付資料の印刷	②事務室の賃借料、リース料、通信費、光熱水費等団体の経常的な活動に係る経費
使用料及び賃借料	講演会等の開催に要する会場・機器等の賃借料、事業実施のために必要となる高速道路使用料等	
委託費	ホームページの作成、改修にかかる費用 映像資料作成 等	③飲食費（会議等の茶代、弁当代） ④机、椅子等事務所用備品の購入経費
需用費	事業の実施に必要な事務消耗品購入費 NPO法人等職員の資質向上のための書籍購入費用等	
その他	人権相談、人権啓発に必要と認められる経費	⑤領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費 ⑥その他人権相談、権利擁護に必要な支出と認められない経費

3. 補助事業の流れ

事業内容、申請手続きや書類作成について、ご不明な場合は、
お気軽にお問い合わせ下さい。（電話097-506-3175）

